

平成24年11月6日

「東京航空局仙台空港事務所」

～平成24年度「人事院総裁賞」受賞決定～

このたび、東京航空局仙台空港事務所が下記のとおり、平成24年度「人事院総裁賞（職域部門）」を受賞することが決定しましたので、お知らせします。

記

1. 受賞者

「職域部門」 東京航空局仙台空港事務所

（顕彰理由）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により、仙台空港は壊滅的打撃を受け、職場が被災しただけでなく、職員も被災しているにもかかわらず、また、余震も連続的に発生し津波の危険性もあるなか、事務所職員一丸となり、復旧に半年以上はかかると思慮されていた仙台空港復旧のために尽力し、約1ヶ月後には民間機の就航が再開されるなど、国民生活の安全・安心の確保に精励し、公務の信頼を高めることに寄与した。

（復旧活動詳細）

- ・ 3月15日：滑走路500m運用再開：ヘリコプター（救援機）離着陸再開。
- ・ 3月16日：滑走路東側1, 500m暫定使用開始：空港復旧作業協力のため米軍輸送機（C130）2機着陸。
- ・ 3月17日：交通情報等一部の航空保安業務の提供開始。
- ・ 3月18日：救援物資輸送として、米軍輸送機（C130、C17）着陸開始。
- ・ 3月22日：交通情報等の交通情報等一部の航空保安業務の提供を24時間に延長（～5月2日）。
- ・ 3月25日：航空保安無線施設（仙台VOR/DME）運用再開。
- ・ 3月29日：滑走路及び滑走路灯火等の復旧により、夜間を含む3,000m滑走路の使用可能（救援機のみ）。
- ・ 3月31日：非常用管制塔で情報提供業務開始。
- ・ 4月10日：仮設場周柵設置完了。
- ・ 4月13日：民間旅客機運航再開。



2. 人事院総裁賞とは

人事院総裁賞は、多年にわたる不断の努力や国民生活の向上への顕著な功績等により、公務の信頼を高めることに寄与したと認められる職員（一般職の国家公務員）又は職域を顕彰するため、昭和63年に人事院創立40周年を記念して創設。今年で25回目を迎え、顕彰は毎年1回。

3. 参考

別途、人事院において広報されております。

| | |
|---|------------------------------------|
| お | 国土交通省 |
| 問 | 東京航空局仙台空港事務所 |
| 合 | （菅野・石井） |
| せ | TEL: 代表・直通 (022) 383-1211 (内線 101) |
| 先 | FAX: (022) 383-1257 |